ロ　（略）

三・四　（略）

2～7　（略）

（労働移動支援助成金）

第百二条の五　労働移動支援助成金は、再就職支援コース奨励金及び早期雇入れ支援コース奨励金とする。

2～8　（略）

9　第七項の早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主であつて、第一号に該当する事業主に対しては、第七項及び前項に定める額に加え、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに定める額の合計額

イ　受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等（実習（事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練をいう。第百二十五条第七項第一号イ(4)及び(6)において同じ。）以外の職業訓練等（職業訓練又は教育訓練をいう。第百三十八条を除き、以下同じ。）をいう。以下同じ。）に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、第七項第一号の雇入れに係る者一人につき、三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練にあつては、四十万円。以下このイにおいて同じ。）を超えるときは、三十万円）

ロ・ハ　（略）

10・11　（削る）

ロ　（略）

三・四　（略）

2～7　（略）

（労働移動支援助成金）

第百二条の五　労働移動支援助成金は、再就職支援コース奨励金、早期雇入れ支援コース奨励金及び中途採用拡大コース奨励金とする。

2～8　（略）

9　第七項の早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主であつて、第一号に該当する事業主に対しては、第七項及び前項に定める額に加え、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに定める額の合計額

イ　受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等（実習（事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練をいう。第百二十五条第七項第一号イ(4)において同じ。）以外の職業訓練等をいう。以下同じ。）に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、第七項第一号の雇入れに係る者一人につき、三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練にあつては、四十万円。以下このイにおいて同じ。）を超えるときは、三十万円）

ロ・ハ　（略）

10・11　（略）

12　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　都道府県労働局長に対して、中途採用（新規学卒者（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項において同じ。）又はこれに準ずる者（以下この項において「新規学卒者等」という。）以外の雇入れをいう。以下この項において同じ。）により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画（以下この項において「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　中途採用計画に基づき、中途採用により雇い入れる者に新規学卒者等と同一の雇用管理制度（募集及び採用を除く。）を適用する事業主であること。

(2)　次のいずれかに該当する事業主であること。

(i)　中途採用計画の対象となる期間（以下この項において「中途採用計画期間」という。）の初日の前日から三年をさかのぼつた日から当該前日までの期間において雇い入れた者に占める中途採用により雇い入れた者の割合（以下この項において「中途採用率」という。）が二分の一未満の割合である事業主であつて、中途採用計画に基づき、当該